



バリアフリー研修会

2月5日（火）の午後から、情報館では、専修大学文学部の野口武悟先生をお迎えして「読書のバリア解消のために～『読書バリアフリー法』制定を見据えて」という演題で講演をいただきました。情報館の職員だけでなく、読み聞かせボランティアの方々、老健施設の職員の方、音声訳サークルの方々なども参加してくださり、大変貴重な学びがありました。

＜資料を紹介する野口武悟先生＞
少し内容を紹介します。

- ・ノーマライゼーション思想…障害をもつ人を他の市民と対等平等に存在させる社会こそノーマルであり、そのような社会に変革していく。
- ・障害の個人モデルから社会モデルへの転換
障害は、個人の状態だけではなく、社会・環境との関係のなかで生じるもの（社会的障壁）
- ・公立図書館の「障害者サービス」=図書館利用に障害のある人へのサービス
- ・障害は、利用者ではなく、図書館側にあるバリア
- ・実践的な方法論として…バリアフリー・ユニバーサルデザイン
- ・「障害者の権利に関する条約」の時代へ…「差別の禁止」「合理的配慮の提供」が柱
- ・合理的な配慮…障害者一人ひとりの意思の表明をもとに、状況や場面に応じた変更や調整を、図書館側の体制や費用などの負担がかかり過ぎない範囲において行うこと。
例；弱視の人が大きな文字の本を用意してほしい。
- ・図書館としての対応
研修を通しての職員の意識と理解の向上
障害者を考慮せずに制定された規則・ルールの改正
既存の施設・設備・サインなどの改善（バリアフリー化）の推進
新たな施設・設備の整備（対面朗読室、オストメイト対応トイレの設置など）
読書補助具や情報保障機器の導入…リーディングトラッカー、リーディングルーペなど
アクセシブルな資料の収集と提供

学校での特別支援の考え方と共通な部分が多いと感じました。

読書賞

昨年も実施したのですが、たくさん本を読んだ子に、賞賛と意欲喚起のために「記録賞」を渡します。2月末までの集計として、各学校で一番たくさん読んだ子の報告をお願いします。例えば下学年は冊数で上学年はページ数で記録をとっているという場合は、2名を報告してください。別紙報告用紙に記入の上、3月8日（金）までに、メールで情報館・高橋までお送りください。8日を過ぎても報告が無い場合は、記録賞は希望しないということで判断させていただきます。中学校の場合は、該当者が3年生の場合は、卒業してしまいますが、何らかの方法で学校からお渡しください。よろしくをお願いします。